

司法試験 受験特別措置実施概要

司法試験委員会

第1 身体に障害のある場合などを対象にして行う受験特別措置

司法試験の受験に際して、身体に障害のある場合などを対象に、審査により、**障害等の種類・程度に応じた特別**の措置を行います。

受験に際して特別の措置を希望する場合は、**通常の受験願書のほかに書類を提出する必要があります**ので、本書に記載してある申出方法などをよく読んで、諸手続を行ってください。

なお、不慮の事故などにより負傷などした場合に限り、出願後の申出についても、身体に障害のある場合に準じた受験特別措置を行います。申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

司法試験委員会

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内

法務省大臣官房人事課司法試験（受験特別措置）係

TEL 03-3580-4111（内線5727）

FAX 03-3592-7603

電話対応：月曜日から金曜日 9時30分から12時、13時から18時（休日を除く）

法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）

第2 受験特別措置の申出

申出に際しては、**次の書類を取りそろえて、出願時に提出**してください。提出された書類については、司法試験委員会において調査し、必要に応じ、書類を追加提出していただく場合があります。

1 司法試験身体障害者等受験特別措置申出書

受験特別措置を申し出る本人が作成してください（代筆可）。

2 法科大学院における特別措置の状況について

法科大学院の定期試験等において、何らかの特別措置が講じられている場合には、法科大学院に対し、本書面に必要事項を記入するよう依頼してください。

本書面は、**受験特別措置申出書とともに提出**してください。

既に法科大学院の課程を修了している場合は、修了した法科大学院において講じられていた措置の状況について、**本人が作成して提出**してください（代筆可）。

3 医師の診断書及び身体障害者手帳の写しなどの障害や傷病の程度を証明する書類

視覚障害（弱視）又は上肢障害については、**司法試験委員会指定の診断書**を提出してください。

その他の傷病等について、傷病名のほか、現症、必要と考えられる措置等が具体的に記載された診断書を提出してください。

4 補聴器の種類・形状が特定できる書面

補聴器の持参使用を申し出る場合は、補聴器の種類・形状が特定できる書面（使用説明書又はカタログ等の写しなど。提出された書面は返却しません。）を提出してください。なお、電波受信機能〔FM式等〕を利用した補聴器は使用できません。

第3 受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ

受験特別措置の実施方法等についてのお知らせは、**4月下旬頃**、申出者宛てに受験票とは別に郵送します。

第4 受験特別措置の対象となる障害等の種類・程度及び特別に措置する事項

特別措置の対象となる障害等の種類・程度及び**特別に措置する事項例**は、次のとおりです。

1 視覚障害

区 分		特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
視 覚 障 害	I	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者
		両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者
	II	良い方の眼の視力が0.15以下の者
		両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者
	III	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者
	IV	上記区分以外の視覚障害を有する者
区 分		特 別 に 措 置 す る 事 項
視 覚 障 害	I に該当する者	パソコン用電子データによる出題及び点字による出題
		パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成
		パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与【論文式試験】
		点字器具（点字器、点字盤、点字タイプライター及び表面作図器〔レーズライター〕・同用紙など）の持参使用
		健常者のラインマーカの代用としてのセロテープ、シール、付箋紙及びクリップ等の持参使用（点字使用者のみ）
	I 又は II に該当する者	試験時間延長
	II 又は III に該当する者	文字式解答【短答式試験】（①、②のどちらかを選択する） ① 通常のマークシート用紙の選択肢の欄に○、√などの印をチェックする方式 ② 文字式解答専用の答案用紙に算用数字で選択肢の番号を記入する方式
	II ～ IV のいずれかに該当する者	拡大した問題集の配布
		拡大した答案用紙の配布
		拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】
		拡大読書器の持参使用
		拡大鏡の持参使用
		照明器具の持参使用（延長コードは受験者が持参）
		明るい席への配席

2 肢体障害

区 分		特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
肢 体 障 害	I	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの
	II	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの
	III	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの
	IV	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの
区 分		特 別 に 措 置 す る 事 項
肢 体 障 害	I又はIIに 該当する者	パソコンを使用した答案作成
		介助者の配置（介助者は司法試験委員会で配置）
	I又はIIIに 該当する者	試験時間延長
	III又はIVに 該当する者	拡大した答案用紙の配布
		文字式解答【短答式試験】（①、②のどちらかを選択する） ① 通常のマークシート用紙の選択肢の欄に○、✓などの印をチェックする方式 ② 文字式解答専用の答案用紙に算用数字で選択肢の番号を記入する方式
		短答式試験の答案用紙等のマークシート用紙に記入する際のペン又はボールペンの使用
	I～IV共通	短答式試験用の下書き用紙の配布
		床に座す、横臥しての受験
		脚が伸ばせる配席
		車椅子受験

3 聴覚障害（解答方法及び試験時間については、特別な措置をしません。）

特 別 に 措 置 す る 事 項
注意事項等の文書による伝達
座席を前列に配席
補聴器の持参使用（電波受信機能〔FM式等〕を利用した補聴器は使用不可）

4 その他病弱、傷病及び前記障害の区分に共通して措置を行うもの（解答方法及び試験時間については、特別な措置をしません。）

特 別 に 措 置 す る 事 項
小型机及び椅子の持参使用
1階又はエレベーターのある試験室への配席
試験室の出入口付近への配席
トイレに近い試験室への配席
試験時間内の服薬（服薬は試験室外に限る。）
試験室入退出時の付添人の同伴
自動車の試験場構内への乗り入れ又は駐車

第5 受験特別措置（試験時間の延長）における試験時間割（例）

試験時間の延長が認められた場合の時間割例は、次のとおりです。

1 視覚障害（全盲）

試験期日	実施内容等	延長率	試験時間		【参考】一般の試験時間	
第一日目	論文式試験	(集合)	——	7時30分	——	8時30分
		選択	1.50倍	8時30分～13時00分	4時間30分	9時30分～12時30分
		(昼食)	——	13時00分～14時00分	1時間00分	12時30分～13時30分
		公法系Ⅰ	1.50倍	14時15分～17時15分	3時間00分	13時45分～15時45分
		(小憩)	——	17時15分～17時45分	30分	15時45分～16時15分
		公法系Ⅱ	1.50倍	18時00分～21時00分	3時間00分	16時30分～18時30分
第二日目	論文式試験	(集合)	——	8時00分	——	9時00分
		民事系Ⅰ	1.50倍	9時00分～12時00分	3時間00分	10時00分～12時00分
		(昼食)	——	12時00分～13時00分	1時間00分	12時00分～13時00分
		民事系Ⅱ	1.50倍	13時15分～16時15分	3時間00分	13時15分～15時15分
		(小憩)	——	16時15分～16時45分	30分	15時15分～15時45分
		民事系Ⅲ	1.50倍	17時00分～20時00分	3時間00分	16時00分～18時00分
第三日目	論文式試験	(集合)	——	7時30分	——	8時30分
		刑事系Ⅰ	1.50倍	8時30分～11時30分	3時間00分	9時30分～11時30分
		(昼食)	——	11時30分～12時30分	1時間00分	11時30分～12時30分
		刑事系Ⅱ	1.50倍	12時45分～15時45分	3時間00分	12時45分～14時45分
第四日目	短答式試験	(集合)	——	7時30分	——	9時30分
		民事系	2.00倍	8時30分～13時30分	5時間00分	10時30分～13時00分
		(昼食)	——	13時30分～14時30分	1時間00分	13時00分～14時00分
		公法系	2.00倍	14時45分～17時45分	3時間00分	14時15分～15時45分
		(小憩)	——	17時45分～18時15分	30分	15時45分～16時15分
		刑事系	2.00倍	18時30分～21時30分	3時間00分	16時30分～18時00分

2 視覚障害（弱視）

試験期日	実施内容等	延長率	試験時間		【参考】一般の試験時間	
第一日目	論文式試験	(集合)	——	7時30分	——	8時30分
		選択	約1.33倍	8時30分～12時30分	4時間00分	9時30分～12時30分
		(昼食)	——	12時30分～13時30分	1時間00分	12時30分～13時30分
		公法系Ⅰ	約1.33倍	13時45分～16時25分	2時間40分	13時45分～15時45分
		(小憩)	——	16時25分～16時55分	30分	15時45分～16時15分
		公法系Ⅱ	約1.33倍	17時10分～19時50分	2時間40分	16時30分～18時30分
第二日目	論文式試験	(集合)	——	8時20分	——	9時00分
		民事系Ⅰ	約1.33倍	9時20分～12時00分	2時間40分	10時00分～12時00分
		(昼食)	——	12時00分～13時00分	1時間00分	12時00分～13時00分
		民事系Ⅱ	約1.33倍	13時15分～15時55分	2時間40分	13時15分～15時15分
		(小憩)	——	15時55分～16時25分	30分	15時15分～15時45分
		民事系Ⅲ	約1.33倍	16時40分～19時20分	2時間40分	16時00分～18時00分
第三日目	論文式試験	(集合)	——	7時50分	——	8時30分
		刑事系Ⅰ	約1.33倍	8時50分～11時30分	2時間40分	9時30分～11時30分
		(昼食)	——	11時30分～12時30分	1時間00分	11時30分～12時30分
		刑事系Ⅱ	約1.33倍	12時45分～15時25分	2時間40分	12時45分～14時45分
第四日目	短答式試験	(集合)	——	8時15分	——	9時30分
		民事系	1.50倍	9時15分～13時00分	3時間45分	10時30分～13時00分
		(昼食)	——	13時00分～14時00分	1時間00分	13時00分～14時00分
		公法系	1.50倍	14時15分～16時30分	2時間15分	14時15分～15時45分
		(小憩)	——	16時30分～17時00分	30分	15時45分～16時15分
		刑事系	1.50倍	17時15分～19時30分	2時間15分	16時30分～18時00分

※ 延長率欄の「約1.33倍」とは、60分間につき、20分間の割合で延長するものである。

3 肢体障害（上肢）

試験期日	実施内容等	延長率	試験時間		【参考】一般の試験時間	
第一日目	論文式試験	(集合)	——	8時00分	——	8時30分
		選択	約1.16倍	9時00分～12時30分	3時間30分	9時30分～12時30分
		(昼食)	——	12時30分～13時30分	1時間00分	12時30分～13時30分
		公法系Ⅰ	約1.16倍	13時45分～16時05分	2時間20分	13時45分～15時45分
		(小憩)	——	16時05分～16時35分	30分	15時45分～16時15分
		公法系Ⅱ	約1.16倍	16時50分～19時10分	2時間20分	16時30分～18時30分
第二日目	論文式試験	(集合)	——	8時40分	——	9時00分
		民事系Ⅰ	約1.16倍	9時40分～12時00分	2時間20分	10時00分～12時00分
		(昼食)	——	12時00分～13時00分	1時間00分	12時00分～13時00分
		民事系Ⅱ	約1.16倍	13時15分～15時35分	2時間20分	13時15分～15時15分
		(小憩)	——	15時35分～16時05分	30分	15時15分～15時45分
		民事系Ⅲ	約1.16倍	16時20分～18時40分	2時間20分	16時00分～18時00分
第三日目	論文式試験	(集合)	——	8時10分	——	8時30分
		刑事系Ⅰ	約1.16倍	9時10分～11時30分	2時間20分	9時30分～11時30分
		(昼食)	——	11時30分～12時30分	1時間00分	11時30分～12時30分
		刑事系Ⅱ	約1.16倍	12時45分～15時05分	2時間20分	12時45分～14時45分
第四日目	短答式試験	(集合)	——	9時30分	——	9時30分
		民事系	——	10時30分～13時00分	2時間30分	10時30分～13時00分
		(昼食)	——	13時00分～14時00分	1時間00分	13時00分～14時00分
		公法系	——	14時15分～15時45分	1時間30分	14時15分～15時45分
		(小憩)	——	15時45分～16時15分	30分	15時45分～16時15分
		刑事系	——	16時30分～18時00分	1時間30分	16時30分～18時00分

※ 延長率欄の「約1.16倍」とは、60分間につき、10分間の割合で延長するものである。

第6 パソコンの使用が認められた場合の受験特別措置の概要

パソコンは受験者において準備するものとします。
パソコンの使用については、審査の上、使用方法を制限することがあります。
パソコンの使用が認められた場合の受験特別措置の例は、次のとおりです。

1 受験までの事前準備

受験のために使用する機器は受験者において当日に持参していただくことになりますが、事前準備として、不正防止の観点から、司法試験委員会が指定する日時・場所（原則として、試験日前日に試験場において実施）において、司法試験委員会事務局職員立会いの下、受験者において以下の作業をしていただきます。

(1) パソコンを初期化（リカバリーソフト等により購入時の状態にする。）する。

受験のために使用する機器は、以下の事項について、あらかじめ司法試験委員会に申し出た機器とします。なお、機器を使用するに当たって必要な器具（延長コード、接続ケーブル等）についても受験者において準備するものとします。

① パソコンの機種名

② プリンタの機種名

(2) 必要なアプリケーションソフト（以下「ソフト」という。）をインストールし、論文式試験の答案書式の設定をする。

受験に使用するソフトは、以下の事項について、あらかじめ司法試験委員会に申し出たソフトとし、受験者において準備したものを使用することとします。

① オペレーティング・システム（パソコンを動かすための基本的なソフト）

② 画面読み上げソフト（視覚障害の場合）

③ ワードプロソフト

④ 表計算ソフト

⑤ 日本語入力ソフト

(3) 試験当日までパソコンを封印する。

2 受験に関する事項

(1) 試験問題の形式及び答案書式については司法試験委員会の決定に従っていただきます。

(2) 受験のために使用するソフトの機能を一部制限します。

認められた機能以外の機能を使用し又はそれ以外の用途に使用した場合は、不正の手段による受験として試験を停止することがあります。

認められる機能の例

- ・ 画面の読み上げ
- ・ 入力及び漢字変換
- ・ 挿入
- ・ 削除
- ・ 保存
- ・ 印刷

(3) あらかじめ司法試験委員会に申し出た以外のソフトを使用することは、いかなる理由があっても認めません。

(4) 答案印刷に使用する用紙は、司法試験委員会において用意します。

(5) 作成した答案データをハードディスク等へ保存して持ち帰ることはできません。

3 受験に当たり、画面読み上げソフトによる問題文の誤読、作成した答案データの消失その他の使用機器の不具合による不利益は、受験者において負うこととします。

司法試験受験特別措置検討会開催要領

平成 17 年 3 月 17 日一部改正
平成 22 年 4 月 28 日一部改正

1 目 的

司法試験受験特別措置検討会（以下「検討会」という。）は、身体に障害を持つ者等について、司法試験及び司法試験予備試験における公平な受験の機会が確保されるよう、受験のための特別の措置の在り方、基準、審査方法等の検討を目的とする。

2 検討事項

検討会及び構成員の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 受験特別措置の在り方、基準、運用等に関すること。
- (2) 受験特別措置の個別審査の方法等に関すること。
- (3) 受験特別措置の個別審査案件に関すること。

3 構成員

検討会は、医師、特別支援教育の専門家等によって構成する。

4 会議等

- (1) 検討会は、法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）の求めにより、随時、会議を開催する。
- (2) 構成員は、会議の開催にかかわらず、司法試験委員会又は人事課長の求めにより、2 に関して意見を述べることができる。

5 報 告

人事課長は、検討会における検討結果について、速やかに司法試験委員会に報告するものとする。

6 庶 務

検討会の庶務は、法務省大臣官房人事課において行う。

司法試験及び司法試験予備試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

平成16年4月23日司法試験委員会決定

改正 平成16年7月9日

改正 平成17年3月17日

改正 平成17年10月6日

改正 平成19年6月6日

改正 平成21年9月9日

改正 平成22年10月6日

改正 平成23年10月12日

身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

第1 個別の受験特別措置について

- 1 試験時間、出題方法又は解答方法に変更を伴う受験特別措置については、受験者の申出に応じ、別紙「受験特別措置の基準」（以下単に「受験特別措置の基準」という。）によるものは、法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）がこれを定めることができる。当委員会が認めた必要な措置を次年度以降について当該受験者に定める場合も、同様とする。
- 2 試験時間、出題方法又は解答方法に変更を伴わない受験特別措置（例えば車いすでの受験等）については、受験者の申出に応じ、人事課長が個別に適切な措置を定めることができる。
- 3 当委員会又は人事課長は、措置を定めるに当たり、受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くことができる。当委員会が受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くに当たっては、人事課長にこれを行わせることができる。

第2 受験特別措置の基準について

当委員会は、必要と認める場合に受験特別措置の基準を変更することができる。受験特別措置の基準の変更に当たっては、受験特別措置検討会の意見を聴くものとする。

受 験 特 別 措 置 の 基 準

1 司法試験

区 分		障 害 の 程 度	特 別 に 措 置 す る 事 項
視 覚 障 害	I	① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	① パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）用電子データによる出題及び点字による出題 ② パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 ③ 試験時間延長 短答式試験（2.00倍に延長） 論文式試験（1.50倍に延長） ④ パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与【論文式試験】
	II	① 良い方の眼の視力が0.15以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	① 試験時間延長 短答式試験（1.50倍に延長） 論文式試験（60分間につき、20分間の割合で延長） ② 拡大した問題集の配布 ③ 拡大した答案用紙の配布 ④ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】 ⑤ 文字式解答【短答式試験】
	III	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】 ④ 文字式解答【短答式試験】
	IV	上記区分以外の視覚障害を有する者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】
肢 体 障 害	I	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの	① パソコンを使用した答案作成 ② 試験時間延長 論文式試験において、1.50倍を超えない割合で延長
	II	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの	パソコンを使用した答案作成
	III	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	① 試験時間延長 論文式試験において、60分間につき、10分間の割合を超えない範囲で延長 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 文字式解答【短答式試験】
	IV	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの	① 拡大した答案用紙の配布 ② 文字式解答【短答式試験】

2 予備試験

区 分		障 害 の 程 度	特 別 に 措 置 す る 事 項
視 覚 障 害	I	① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	① パソコン用電子データによる出題及び点字による出題 ② パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 ③ 試験時間延長 短答式試験（2.00倍に延長） 論文式試験（1.50倍に延長） ④ パソコン用電子データによる試験用法令集の貸与【論文式試験及び口述試験】
	II	① 良い方の眼の視力が0.15以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	① 試験時間延長 ○ 短答式試験（1.50倍に延長） ○ 論文式試験 ・法律基本科目 「憲法・行政法」及び「刑法・刑事訴訟法」 50分の延長（3時間10分） 「民法・商法・民事訴訟法」 70分の延長（4時間40分） ・一般教養科目 20分の延長（1時間20分） ・法律実務基礎科目 60分の延長（4時間） ② 拡大した問題集の配布 ③ 拡大した答案用紙の配布 ④ 拡大した試験用論文の貸与【論文式試験及び口述試験】 ⑤ 文字式解答【短答式試験】
	III	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した試験用論文の貸与【論文式試験及び口述試験】 ④ 文字式解答【短答式試験】
	IV	上記区分以外の視覚障害を有する者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した試験用論文の貸与【論文式試験及び口述試験】
聴 覚 障 害		① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者	筆談による発問及び解答【口述試験】
音声・言語機能障害		① 音声・言語機能を喪失した者 ② 音声・言語機能障害が著しい者	筆談による解答【口述試験】
肢 体 障 害	I	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの	① パソコンを使用した答案作成 ② 試験時間延長 論文式試験において、1.50倍を超えない割合で延長
	II	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの	パソコンを使用した答案作成
	III	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	① 試験時間延長 ○ 論文式試験 ・法律基本科目 「憲法・行政法」及び「刑法・刑事訴訟法」 25分を超えない範囲で延長 「民法・商法・民事訴訟法」 35分を超えない範囲で延長 ・一般教養科目 10分を超えない範囲で延長 ・法律実務基礎科目 30分を超えない範囲で延長 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 文字式解答【短答式試験】
	IV	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの	① 拡大した答案用紙の配布 ② 文字式解答【短答式試験】

3 補足事項

- 文字式解答には、①チェック方式（通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法）と②算用数字記入方法（選択肢の数字を記入する方法）がある。
- パソコンの使用については、審査の上、使用方法を制限することがある。
- 前記基準に該当しない特別措置については、個別に審査を行う。